

奈良女子大学創立百十周年記念イベント支援事業 Q&A

【申請関係】

問1 学生サークルの定期演奏会、部局の定例の講演会などは、イベント支援事業の対象となるか。

答1 営利を目的としないイベントであれば、対象となる。

問2 学会が主催する講演会などは、イベント支援事業の対象となるか。

答2 本学の創立110年記念事業として相応しいイベントであり、かつ、本学の関係者が関与していれば、対象となる。ただし、経費については、学会での支出と明確に分けることが必要となる。

問3 開催場所が学外でも申請は可能か。

答3 学外のホール等での開催であっても申請は可能である。

問4 学部学生・大学院生が申請する場合には、指導教員やサークルの顧問等との連名でなく学生単独での申請はできないのか。

答4 大学の経費により学生がイベントを実施することとなるが、経費の執行管理は事業実施責任者（本学教員）が行うこととなるため、本学教員との連名申請が必須である。ただし、学生と教員との関係性については特に限定しない。サークルで実施するイベントであっても、顧問以外の教員との連名申請も可能である。

【イベント実施関係】

問5 チラシ、パンフレット等の配布物には「奈良女子大学創立百十周年記念事業関連イベント」であることを記載するとともに、ロゴマーク又はキャッチフレーズを必ず使用することとなっているが、チラシ、パンフレット等の配布物の作成予定はない。その場合はどのようにすれば良いのか。

答5 配布物を作成しない場合は、配布物での記載に代えて掲示物や挨拶などで関連イベントであることの周知を心がけてください。

【経費の使途関係】

問6 講演会の講師等に旅費や謝金を支出する予定だが、金額は自由に決めてよいか。

答6 学内規程を準用すること。

問7 イベントの決起会や反省会に経費を使用してもよいか。

答7 イベント実施に直接必要な経費以外には使用できない。

問8 イベントの実施メンバー（学生等）に謝金を支出することは可能か。

答8 イベントの申請者又は企画メンバー以外の者で、イベントの受付等の実務を伴う者（学生等）に対し、少額の謝金であれば支出は可能である。

問9 イベントのデータ集計用に備品（パソコンやタブレット）を購入したいと思うが、本経費での支出は可能か。

答9 イベントのデータ集計が主の目的ではないため、それに供する備品の購入は認めない。

【審査関係】

問10 審査はどのような観点のもとで実施されるのか。

答10 創設百十周年記念事業として相応しいか、申請経費が適切かなどを総合し、判断する。